

# 日本オルゴナイト協会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、日本オルゴナイト協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会は、英文では Japan Orgonite Association と表示する。

### (目的)

第2条 本協会は、歴史のあるオルゴナイトを正しく安全に伝え、オルゴナイトを楽しみたい方に向けたワークショップや、ワークショップを開きたい方に向けた養成講座等を開催し「認定証」を発行する機関である。

### (適用範囲)

第3条 この会則は、本協会の講座を受講する者（以下「受講者」という。）すべてに適用する。

### (活動内容)

第4条 本協会は次の各号に該当する活動を行う。

- (1) オルゴナイトに関する研究
- (2) オルゴナイトに関する情報発信
- (3) 講師の養成
- (4) インストラクターの養成
- (5) 各種ワークショップの実施
- (6) 各種講座の実施
- (7) 認定証の発行
- (8) 材料の提供
- (9) その他目的を達成するために必要な活動

## 第2章 講座および認定証

### (講座)

第4条 本協会が実施する講座およびその受講資格は、別途定める。

- 2 講座の受講申し込みは、メールフォーム等にて受け付ける。
- 3 本協会が実施する講座の名称および内容は、予告なく変更することがある。
- 4 本協会が実施する講座は、定員に満たない等の本協会側の事情により、開催しない場合

がある。その場合の受講申し込みの取り扱いは、講座ごとに講師が定める。

5 受講申し込みをした講座に欠席する場合、講座のキャンセルおよび振替等の規定は講座ごとに講師が定める。

(認定証)

第5条 本協会は所定の講座の課程を修了した者に、認定証を発行する。

(受講費)

第6条 本協会が実施する講座の受講費は、別途定める。

2 講座の欠席等があった場合、支払われた受講費の取り扱いは、講座ごとに講師が定める。

### 第3章 受講者の義務および禁止事項

(会則遵守義務)

第7条 受講者は、この会則を遵守しなければならない。

(安全配慮義務)

第8条 受講者は、自らが主催または参加するワークショップ等での薬品、材料、資材およびその他すべての物品について、安全性に十分配慮し、自らの責任において事故のないように努めなければならない。

2 受講者は、自らが主催または参加するワークショップ等の参加者に、薬品、材料、資材およびその他すべての物品の安全な使用方法およびアレルギーの可能性について事前に説明し、自らの責任において事故のないように努めなければならない。

(守秘義務)

第9条 受講者は、本協会の活動等を通じて知り得た情報等を、代表理事の事前の承諾なしに、第三者に開示または漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、登録解除した者においても同様とする。

(禁止事項)

第10条 受講者は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 法令に違反または違反するおそれのある行為

(2) 本会則に違反または違反するおそれのある行為

(3) 本協会が販売するすべての薬品、材料、型、資材およびその他すべての販売物の複製、改変、頒布、販売、貸与および使用許諾等をする行為

(4) 他人の著作権またはその他の知的財産権を侵害する行為

- (5) オルゴナイトの効果および効用を語る行為
- (6) オルゴナイトの効果および効能を広告宣伝する行為
- (7) 宗教の布教、選挙運動、政治思想の普及または他の団体への勧誘を目的とする行為
- (8) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団に所属または暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に所属する行為
- (9) その他本協会の活動目的に適合しないと判断できる行為

#### 第4章 認定解除

(受講者の権利および資格の喪失)

第11条 認定解除した者は、認定証の回収および破棄の義務はないが、認定解除となつた日以降、「本協会の受講者である」または「本協会に認定されている」ことを名乗ることはできない。

2 受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定解除したものとみなす。当該受講者は受講者の権利および資格をすべて喪失する。

- (1) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2) 次条に定める認定解除の決定を受けたとき

(除名)

第12条 受講者が次の各号のいずれかに該当するときは、代表理事は、当該受講者を認定解除することができる。

- (1) 第17条各号に定める禁止事項に該当するとき
  - (2) 本協会の受講者として、ふさわしくないと認められる事実が発生したとき
  - (3) その他登録解除が適当と認められる行為を行ったとき
- 2 登録解除された者が支払ったすべての金員は、いかなる理由があつても返金しない。

#### 第5章 代表理事

(代表理事)

第13条 本協会には、代表理事をおく。

(代表理事の職務)

第14条 代表理事は、会務を総理し、本協会を代表する。

(代表理事の選任)

第15条 代表理事は、必要に応じて、本協会の運営に必要な者を選任することができる。

## **第6章 免責事項および登録者間の紛争**

### (免責事項)

第16条 本協会および代表理事は、本協会に関する活動中に受講者が受けた損害について、一切の責を負わない。

2 受講者は、本会則および法令に違反またはそれに類する行為によって本協会および代表理事に損害を与えた場合、その損害に対する責を負う。

3 本協会および代表理事は、受講者が主催または参加した講座およびワークショップ等において発生した傷害およびその他の事故について、一切の責を負わない。受講者は自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

### (受講者間の紛争)

第17条 本協会および代表理事は、受講者間に生じた紛争について、一切の責を追わない。

2 本協会および代表理事は、受講者間に生じた紛争について、一切関知しない。受講者は自己の費用と責任において、これを解決するものとする。

## **第7章 著作権等の知的財産権に関する権利**

### (著作権等の知的財産権に関する権利)

第18条 本協会が実施する講座に含まれるノウハウ、アイディア、手法およびその他一切の情報ならびに講座で使用する名称、標章、教材、薬品、材料、型、資材およびその他すべての物品（以下あわせて「講座内容」という。）に関する一切の著作権等の知的財産権は、本協会が保持する。

2 本協会が開発および販売を行うすべての教材、薬品、材料、型、資材およびその他すべての物品（以下あわせて「開発販売物等」という。）に関する一切の著作権等の知的財産権は、本協会が保持する。

3 受講者は、本協会が許諾する範囲において、講座内容および開発販売物等を使用し活動することができる。

4 受講者は、本協会が許諾する範囲外もしくは本協会の目的外で講座内容および開発販売物等を使用、複製、改変、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳および使用許諾等をしてはならない。

## **第8章 個人情報の保護**

### (個人情報の保護)

第19条 本協会はプライバシーの保護を重視し、受講者ならびに本協会に関わるすべての人の個人情報を保護する。法令に定める場合を除き、個人の同意なしに、個人情報を第三者に開示または提供しない。

2 本協会が知り得た個人情報は、本協会の活動および目的のためにのみ利用する。

3 認定解除その他事情により不要となった個人情報は、本協会の責任において削除または破棄等適切に処分する。

## 第9章 雜則

(所在地および事務局)

第20条 本協会の所在地および事務局は、長野県松本市里山辺におく。

(会則の変更)

第21条 この会則の改正は、代表理事が必要と認めたときに行う。

(その他)

第22条 この会則に定めるもの他、必要な事項は別途に定める。

## 付 則

1 この会則は、平成28年9月22日から施行する。

2 この会則は、平成31年4月22日に一部改正する。

3 この会則は、令和7年9月8日に一部改正する。

4 この会則は、令和7年12月22日に一部改正する。